

平成 30 年 11 月 30 日

## 平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震を受けた 乳児用液体ミルクの取扱いにおける弾力的運用の終了について

消費者庁は、災害救助法の適用を受けた被災地への食品の円滑な供給を図るために実施していた特別用途食品制度の弾力的な運用について、平成 30 年 12 月 31 日をもって終了する旨を、関係機関に通知しましたので、お知らせします。

### <添付資料>

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震を受けた乳児用液体ミルクの取扱いにおける弾力的運用の終了について

### 本件に対する問合せ先

消費者庁食品表示企画課

担当者：芳賀、宇野

TEL：03-3507-8800（内線 2536）

直通：03-3507-9220

消 食 表 第 6 1 3 号  
平 成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長  
( 公 印 省 略 )

平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震を受けた  
乳児用液体ミルクの取扱いにおける弾力的運用の終了について

このことについて、別紙に掲げる通知を発出し、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づく特別用途食品制度の運用を緩和する措置を講じてきたところですが、平成30年12月31日をもってこれらの通知を廃止することとしましたので、対応方よろしく申し上げます。

(別紙)

- 1 「平成30年7月豪雨を受けた乳児用液体ミルクの取扱いについて」(平成30年7月13日付け消食表第392号)
- 2 「平成30年北海道胆振東部地震を受けた乳児用液体ミルクの取扱いについて」(平成30年9月7日付け消食表第478号)